

第6回官業民営化等WG・第19回市場化テストWG 議事録（文部科学省ヒアリング）

1. 日時：平成17年8月8日（月）11：30～14：30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目： 独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人文化財研究所

独立行政法人国立美術館、国立博物館

4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、八代主査、黒川委員、安念専門委員、大橋専門委員、橋本専門委員、福井専門委員、美原専門委員、赤羽専門委員、翁専門委員  
文部科学省

科学技術振興機構

科学技術・学術政策局基盤政策課 課長 榊原 裕二

研究振興局基礎基盤研究課 課長補佐 阿曾 薫

研究振興局情報課 課長補佐 中里 学

科学技術・学術政策局

科学技術振興調整費室 第一係長 萩原 貞洋

大臣官房総務課行政改革推進室 室長 永山 裕二

文化財研究所

文化庁文化財部伝統文化課 課長 小松 弥生

文化庁長官官房政策課 課長 関 裕行

文化庁文化財部伝統文化課

文化財保護企画室 室長 袖山 禎之

文化庁文化財部伝統文化課 課長補佐 堀池 幸浩

大臣官房総務課行政改革推進室 室長 永山 裕二

国立美術館、国立博物館

文化庁文化財部美術学芸課 課長 下坂 守

文化庁長官官房政策課 課長 関 裕行

文化庁文化財部伝統文化課 課長 小松 弥生

文化庁文化財部美術学芸課

美術館・歴史博物館室 室長 高尾 展明

室長補佐 一山 直子

大臣官房総務課行政改革推進室 室長 永山 裕二

## 独立行政法人科学技術振興機構

原主査 どうもお待たせをいたしました。

短い時間で大変恐縮なんですけれども、全体で30分ということなので、最初に5分程度、あらかじめこちらからも質問は提示させていただいておりますので、それに沿う形で御回答いただいた上で、少し意見交換をさせていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

榊原基盤政策課長 わかりました。私、文部科学省基盤政策課長を行っております榊原でございます。よろしく願いいたします。

手短かに説明したいと思いますが、今回独立行政法人の科学技術振興機構についてということでございますが、もしよろしければ、最初の1、2分で科学技術振興機構の全体の御説明をさせていただきたいと思いますので、お手元に「独立行政法人科学技術振興機構の事業概要（平成17年度）」という資料がございますので、ちょっとこちらの方をごらんいただけますでしょうか。

まず、1ページ目をめくっていただきますと「沿革」がございます、こちらは特殊法人時代に一度2つの法人を統合いたしまして、その後15年に独立行政法人となったという沿革でございます。

次のページに、非常にラフに「科学技術振興機構の目的及び業務」ということが記載されておりますが、科学技術振興機構の使命を2つに分けますと、基礎研究から企業化までの技術の開発を支援するという役割が1つと、科学技術の振興基盤の整備をするという、大きく2つに分かれております。

下の箱の上と下が、それぞれに対応しております、上の方は基礎研究から企業の技術移転のようなものが業務でございます、下段の業務の両端のところ、本日お話をさせていただきます「科学技術情報の流通促進」と「科学技術理解増進」という形になっております。

次のページが予算の推移でございます、支出の方をごらんいただきますと、先ほど申しました技術開発関係が3分の2ぐらいで、残りが振興の基盤ということになっております。

下の方でいきますと、情報の関係が137億円、理解増進が65億円ということになってございます。

右の上の方を見ていただきますと、収入予算が書いてございますが、業務収入を挙げておりまして、この中で一番大きな収入を上げておりますのが、実は本日お話しさせていただきます文献の関係で、110億円のうちの76億円が文献勘定による収入でございます。

なお、後ほどまた話をいたしますけれども、文献勘定につきましては、一般会計の運営費交付金で運営されておられるわけではございませんで、産投が導入をされて、特別会計として運用を行っております。

それ以外のところでは、企業に対する委託開発を行っておりますので、その関係の収入が23億円ありますが、特許の収入が7億円ありますとか、勿論後ほどお話をいたします。未来館の収入がこのうちの2億円が上がっておるとか、こういうような構成になっております。

4ページは「組織」でございます。

特に本日お話をさせていただきます事業の活動のところを説明させていただきますと、5ページ目が「日本科学未来館の活動」を記載しておりますが、この中で特徴的なのは、未来館の場合は、単に館の運営だけではなくて、先ほどの科学技術振興機構の行っております他のプロジェクト関係と非常に密接な活動を行っております。

例えば「学校」のところでありまして、これは別途私どもの事業の施策でございます。スーパーサイエンスハイスクールでありますとか、サイエンスパートナーシッププログラム、こういう理科の才能を伸ばしていくための教育のプログラムとの連携というのを日本科学未来館も非常に力を入れております。

スーパーサイエンスハイスクール校につきましては、平成16年度で72校指定しておる中の45校が日本未来館との協定を結びまして連携活動をしているとか、例えば、逆に研究者との関係で申しますと、いろいろな研究者、技術者の連携ということをやっております。

例えば、ノーベル賞を取られました白川博士にこちらで実験教室を開いていただいているとか、あるいは未来館の事業ではないんですけれども、実は未来館の中にも、科学技術振興機構が行っております事業の中の1つの実験室を設けておったり、こういうものを展示の対象にしておったりしております。

その他、ボランティアの運営にも非常に御協力をいただいております。そこに挙げておりますような大学生を中心としたボランティアでありますとか、友の会、こういったものとの活動を行っているということでもあります。

次のページが「科学技術に関する文献情報の提供（文献情報提供勘定）」ということですが、ここの事業は大きく分けると2つに分かれておまして「研究情報基盤整備事業」と「情報提供事業」ということになってございます。

先ほど申しましたように、産業投資特別会計がこちらの方に入っております。平成17年度時点で10億円の産業投資特別会計が計上されておるということで「情報の加工」をしたものを「情報提供」という事業を行っているということでございます。

事業の概要自身は、以上でございます。個別にお尋ねのありました質問項目の方に移らせていただきます。

調査票の1ページにつきましては、先ほどの事業の説明に代えさせていただきますので、2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

3点御質問をいただいております。1点目が科学技術振興機構が実施する科学技術振興調整費の執行業務についてという質問項目でございます。

実は、科学技術振興機構が実施はしておりますが、これは科学技術振興機構自身の固有の業務ではございませんで、文科省から委託をされている事務というのが、まず1点目でございます。

2点目は、科学技術振興調整費は文科省の予算なんでございますけれども、経緯がございまして、これは「総合科学技術会議」が平成13年に内閣府に設立されましたときに、予算は文科省に計上することにされておりますけれども、実行については内閣府の方針に従って運用せよと、いうことになっております。

こういう経緯のやや特殊な予算になってございまして、その経緯の中で、回答の中の第2段落辺りに書いてございますけれども、平成15年にそういう競争的に資金制度の改革というのが議論をされております。これは内閣府の「総合科学技術会議」の中ですが、その中で、以前は文科省が審査事務などの執行業務を実施しておったわけでございますけれども、まずこの時点で一部を独立行政法人に委託することが適当という方針が示されてございます。

その方針を受けまして、文部科学省でどこが適当かということを検討した結果、科学技術振興機構を選びまして、その上で「総合科学技術会議」でも御確認を得ながら実施しておるわけございまして、ここのところはこういう経緯を経ておるところでございますので、やはり公的な機関が実施することが適当ということで考えてございます。

勿論こういう審査、あるいは事業の執行事務については、こういう経緯を経ておるわけでございますけれども、それだけがすべてではございません。例えば、公募要領を印刷するとか、パンフレットをつくるとか、いろんな説明会を開くとか、こういうもろもろのことがございまして、こういうところは既に民間に対して開放をしながら進めさせていただいておるところでございます。

以上が1点目でございます。

2点目が科学未来館でございます。科学未来館につきましては、民間の方から研修施設の管理運営に関しては、事業者でも類似業務があるという御意見をいただいているようでございます。

回答のところの1点目、2点目のところは、国の事業の必要性でありますとか、そもそも独立行政法人であることから、業務運営に関する自主性というのは、国ではなくて独立行政法人側にあるのではないかと等々のコメントは書かさせていただいておりますけれども、それは別に言わせていただいた上で、内容について着目してみるとどうかという説明をさせていただきます。

既に科学未来館につきましては、相当部分を外部の委託に出してございまして、これは別途「特殊法人等改革推進本部参与会議」でも5月にヒアリングを受けまして、未来館が話題に上がりましたけれども、その中でも職員が7人しかいないとかというような説明を理事長がいたしたところであります。

1点目は、既に相当部分の業務は民間に開放されておることと、もう一つは、先

ほどの絵で見ていただければわかりますように、単なる施設の運営にとどまらず、いろいろな企画面を考えると外部との関係、高校でありますとか、JSTのほかの業務、未来館の場合は、最先端の技術を展示するというのを1つのコンセプトにいたしておりますので、常に新しいものとのリフレッシュというものを考えていく必要があるということ。

御存じのように、こちらの館長は宇宙飛行士の毛利衛が務めておりまして、館長の個性を非常に強く売り物にしている館の1つでございます。こういうマネジメントの中で、1つの体制を維持しているわけでございます。なかなか他の業務との一体不可分性を考えると、未来館の運営だけを切り出して考えるというのは難しいのではないかとということをお申し述べさせていただきます。

最後が文献情報提供事業でございますが、1点目は情報基盤の整備ということでございまして、そもそも国の施策によって、なおかつ特定の利益によらない立場から、データベースを作成するというものでございますので、これ自身が必要不可欠なものだと認識をいたしております。

既にこちらの方も、先ほど言いました文献の加工の部分でありますとか、計算機の運用でありますとか、この辺りも大幅に民間委託を進めておりますし、むしろ販売業務につきましては、民間代理店を活用させていただいているとか、こういう積極的な運営をしているところでございます。

お尋ねの趣旨がややわかりにくいところもあるんですが、1つは科学技術振興機構自身の本事業は、先ほど申しましたように、通常の業務とは異なりまして、特別会計を設定いたしまして、受益者負担の下で実施しております。これは、特に運営費交付金などを投入しているわけではございませんし、当然のことかもしれませんが、この事業自身は何ら制度的な規制を受けるわけではございませんで、民間事業者が特にこういう事業、データベースの提供を行うことを妨げているものではないという認識をいたしております。

簡単でございますが、以上です。

原主査 どうも大変恐縮です。

ちょっと限られた時間ではありますけれども、後半は「市場化テスト」にも触れられておりますので、今日こちらのメンバーは「官業民営化」と「市場化テスト」と両方のワーキングメンバーがそろっておりますので、その辺りもというふうに思います。

一応、業務の御説明があったのですがけれども、文部科学省関連というのは、本当にたくさん、タコの足ほどいろんな仕事をおやりになっていて、かなり関連をしようんではないかと、ダブってしまう業務が多いというふうに外から見えています。

一番最後のところにありました文献情報提供業務ですとか、日本科学未来館、こういったものとか、この辺りについて、ほかにもこういうものがあって、こういう整理をしているのだというところを少し補足的に御回答いただけたらというふうに思います。

榊原基盤政策課長 外部との関係ということでしょうか。

原主査 文部科学省で抱えていらっしゃるものとの関係です。

例えば、こちらの日本科学未来館がありますけれども、その下に国立科学博物館ですとか、科学技術館とかとの役割分担と言うんでしょうか、調整のようなものがあるように書かれてはいるのですが、この辺りがどうかとか、文献提供というものは、ほかにも多分おやりになっていらっしゃると思うのですけれども、その辺などは全く重ならない独自の業務ということになっているのかどうか、というご説明をお願いしたいと思います。

榊原基盤政策課長 すみませんでした。最後の未来館のところの説明を省略してしまいました。

未来館につきましては、先ほど説明をいたしましたので御理解していただけると思いますが、一言で申しますと、やはり先端の技術をわかりやすく展示をするということと、もう一つあえて申し上げると、非常にコミュニケーションを主体にした展示に努めているというのが1つの大きな役割になっております。

科学博物館につきましては、やはり博物館でございますので、自然史、科学技術史、こういうものを中心とした標本でありますとか、資料の整理に努められておって、やはり役割が異なっておるという認識をいたしております。

特に、科学技術館につきましては、これは民間の方が中心になって設立されたものでございますし、展示物につきましても、むしろ産業技術であります、それぞれの企業の活動に近いものを展示されていると。こういう役割分担になっておるという認識をいたしております。

情報関係は、私も類似の業務を文科省の方で行っているという認識は余りしていないんですけれども、ちょっと担当の方から補足をさせていただきます。

中里情報課長補佐 データベースで言いますと、日経新聞の記事データベースですとか、帝国データバンク企業情報等、企業情報というデータベースはその他ございますけれども、科学技術のデータベースということであれば、科学技術振興機構の文献ファイルというものが、一番多く利用されているというものでございます。

他の機関との重複という観点でございますと、平成13年当時、行革の方の指摘がございまして、文部省の所管をしておりましたNII、情報学研究所というところがございまして、そちらが文献データベースも一部やっていたんですけれども、当時の指摘がございまして、文献に関わるものは、すべてJSTに集約してございます。

現在、NIIの方は、各大学図書館等にどういう雑誌があるかという書誌登録情報といったデータベースの提供はございますけれども、文献情報を提供しているという事実はございません。

原主査 福井専門委員、どうぞ。

福井専門委員 1つ目の質問に関連して、文科省の一部を独法に委託するという方針に基づいてということなんです、この基準はどういう考え方に基づいていますか。

榊原基盤政策課長 むしろ、振興調整費全体の業務が1つで考えられておりますので、

基準がというよりは、個別の例を参考に内閣府の方で検討されたという認識をしております。

福井専門委員 科学技術振興機構と文科省で、どういう業務は文科省が行い、どういう業務は科学技術振興機構が行うことが適当だという分類になっているのかという実態とその根拠を知りたいです。

榊原基盤政策課長 内閣府の方で決められましたところは、文科省の行う配分事務の中で、独立行政法人に委託すべき事務といたしましては、審査事務などの執行事務でありまして、ほかの予算の関係の事務とか、例えばこれは競争的資金でございますので、別途プログラムオフィサーの役割があるとか、こういう役割分担を内閣府の方で御検討され、それに従って運用をしておるところであります。

福井専門委員 現在、具体的にどういう業務についてJSTで、それに関わるどういう業務が文科省かということについて、後ほど詳細な資料をいただけますか。

あと、例えば予算の点でも審査とか執行部門に係る予算とか人員と、それと関わりのある文科省で行われている、例えば予算、人員とか組織がどうなっているかという整理をいただきたいと思っておりますので、お願いします。

1番の回答の中ほどで書かれている知財やノウハウの情報、機密性の高い情報、研究者の個人情報について、公務員に準ずる特別な義務が課せられた公的機関が実施することが適切であると考えているとあるんですが、ここについて、どうして民間ではこういうことが不可能だとお考えですか。

萩原第一係長 代わってお答えいたします。

独立行政法人に委託するという方針自体は、内閣府の方から示されているわけですが、文部科学省としてどのように独法に委託することが適当かと考えているかということをお願いします。

JSTの職員に関しては、みなし公務員規定という形で、ある程度義務がかけられています。例えば、審査において賄賂をもらって優遇する……

福井専門委員 それは全部承知しています。みなし公務員等については承知していますが、それがなぜ要するに準公務員でないといけないのかという根拠です。

御存じないですか。民間人でも別にみなし公務員にすれば、刑法上の義務としては同じ義務がかかるんです。それでは、どうして駄目なんですか。あるいは民間委託したときの契約上の守秘義務等ではどうして駄目なんですかということ。これはほかでも大体似たようなことがよく議論になるんですが、もしJSTに関してのみ特別な事情があるのであれば、後ほど文書で教えていただきたいと思っております。

ほかの議事録をごらんになればわかりますが、要するに一般的には、こういう公務員に準ずる義務があるから、民間に委託できないというのは、基本的に破綻した理屈だというのが我々の見解です。だったら、基本的に立法か契約で措置すればいいということを一貫して申し上げてきております。関連資料は事務局から提供申し上げることができると思

ますが、そういう前提で、何かJSTについて公務員に準ずる義務という身分がなければ成り立たないことが、もしあるのであれば教えていただきたいということです。後ほどで結構です。

注2の指摘に関して、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がたくさん研究費を獲得するのは当然だということなんですが、これは要するに集中しても構わないということですか。「特殊法人等改革推進本部参与会議」の17年6月の決定では、特定の研究者に競争的資金が集中する傾向を是正することが必要だと言っているんですが、この見解を否定されるという趣旨ですか。

阿曾基礎基盤研究課長補佐 当然であるというのは、若干書き過ぎの部分はあるかもしれませんが、基本的に競争的資金という形で各研究者から研究テーマを出してもらって、それを審査するという形をとっておりますので、どうしても優秀な研究者の提示しました極めた優秀な課題に審査が集中しがちなのはやむを得ないという趣旨でございます。

福井専門委員 ですから、それはこの見解を否定するという意味ですか。「特殊法人等改革推進本部参与会議」の見解を真っ向から否定されるという意味なのか、そうではないのか、どちらですか。

阿曾基礎基盤研究課長補佐 それは、そうではないと考えております。

福井専門委員 そうではないんですね。だったら、この記述はちょっと矛盾しているように思いますので、もうちょっと適切な表現にしていきたいと思います。

もう一つ中身についてですけれども、当然と言うかどうかはともかくとして、優秀というのは何が優秀かという基準は別途議論するとして、何らかの意味で特定の人にたくさん集中すれば、研究環境というのは御存じのように、基本的に固定費と可変費などいろんな環境がありますから、固定費部分について同じ人がダブって、たくさん資金を獲得するというのは無駄です。そういう問題について、どう整理されるのか。特定の研究者に集中したとして、それが本当に無駄になっていないという実態をどのように確認、実証されているのかということ、かなり詳細にお聞きしたいです。この場では、恐らく難しいでしょうから、後ほど、特定の研究者に集中している例として、2件以上振興調整費なりの配分を受けている研究者について、幾ら配分されていて、それがいかなる意味で重複がないとか、あるいは効率的な資金執行であるのかということ、すべて具体的に御教授いただきたいと思います。

併せてこれに関連いたしますが、要するに優秀な研究者が資金を受けるという前提が成り立つためには、審査の適切性が確保されているということが大前提ですね。審査の適切性は、いかに確保されているのか。

例えば、パワーポイント的な資料の2ページにもいろいろございますね。「機構の業務」として「戦略的創造研究」「社会技術研究開発」とか「独創的シーズ展開事業」さまざまな研究部門があるようですけれども、それぞれについて、どのような予算をだれが、どういう権限に基づいて配分しており、例えばそれについての評価はどのように行ってい



るのか。研究成果が出たものについて、科学技術振興機構の目的に照らしてどのように社会経済的に、あるいは国の科学技術政策に対して、研究成果が寄与したのかということも過去のものすべてについて、具体的に教えていただきたいです。既に成果が出ているものの、言わば研究成果の実社会なり、あるいは政策への寄与について具体的に評価した成果に関してお伺いしたいということです。

併せて細目についてですが、審査員は、どのように選ばれるんですか。

阿曾基礎基盤研究課長補佐 審査員は、例えば「戦略的創造研究」でありましたら、国が定める戦略目標に一番相応な分野の専門家の先生という形になりますし、ほかの事業についても目的とする分野、あるいは研究事業の目的に一番相応した方を選ぶという形になっております。

福井専門委員 だれが選ぶんですか。

阿曾基礎基盤研究課長補佐 それは、JSTでございます。

福井専門委員 どういう基準によってですか。例えば、その方がその分野で最も専門的知見があって、研究資金を配分するのに適切な方だということは何の材料によって判断されているんですか。

例えば、研究実績とか、あるいは今までこういう審査に関わったときに公正性や透明性に関して高い評価があるとか、あるいは何らかの意味で審査能力があるということの情報をつかんでおられるとか、具体的な審査員の選定基準について、詳細に教えていただきたいと思います。後ほどで結構です。

審査員は、JSTに関して仄聞しているところによりますと、例えば、具体的に非常に権威のある方が入ったとして、権威のある方が連れてきた方が数名でチームをつくって、合同で会議をして審査するという形式がございますね。そうすると、連れてくる方についての見識をどのように評価しておられるのか。これも具体の例で教えていただきたいと思います。「戦略的創造研究」「社会技術研究開発」「研究開発(R&D)戦略機能」は、すべて一種のプログラムオフィサーというのは事務職の方ですか。一種のディレクター的な研究者が一切を采配するという形のものがあるということを知っておりますが、そういったものについて、実際の審査と評価に関して、その方が連れてきた方がすべて適格性がある審査者・評価者であるということについて、経歴や業績も含めて、具体的な論証をいただきたいと思います。

以上です。

原主査 いずれも即答はちょっと難しいと思いますけれども、勿論、資料としては基本的なものですから、そろえていらっしゃると思いますので、後ほど事務局の方に提出をしていただけたらというふうに思います。

福井専門委員 もう一点だけよろしいですか。

2点目の科学未来館の方なんですけれども、展示物の展示手法とかスーパーサイエンスハイスクールとかというのは、ちょっと何か種類の違うものが混じっているような気がし

ます。後ほどで結構ですので、もう少し業務の中身を分けた資料をいただけますでしょうか。展示と支援事業とかというのは、大分性格が違おうと思うので、細目ごとにどこに何人ぐらい張り付いて、幾らぐらい使っているのかということをお教えいただきたい。

これがそもそも民間がやるべきか国がやるべきかという以前に、こういうことを公金を使ってやる必要があるのかどうかという疑念を持っている向きが結構多いので、一体これがどのような効果を収めているのか。かけているお金に対して、国民経済や日本の科学技術政策に対して、どのようなメリットをもたらしているのかということをお教えいただきたいと思います。もし、数値をまだ試算されていないのであれば、定性的なものでも結構ですが、具体的にかけたお金に見合うだけの国益が増進されているということを、できるだけ具体的な論証していただきたいということです。

例えば、この施設は入場料は取っているんですか。

榊原基盤政策課長 入場料は取っています。

福井専門委員 入場料で上がる収入と運営に係る経費とは、どういう関係になっているのか、後ほど詳細な数値をお教えいただきたいと思います。入場者の推移と年度ごとにかけておられる一種の収益と費用についても、創設以来のものについて、できるだけ詳細なデータをいただきたいと思います。

原主査 入場者は少なかったというふうに把握しておりますので、提供していただけたらと思います。

あと、時間が押しておりますけれども、大橋さんどうぞ。

大橋専門委員 今の未来館の福井先生の話に関連して言えば、調べたところ収入が2億円に対して、必要な経費が30億円と、極めて収入と経費とがアンバランスな状態になっている。そういう状況の中で、どういう経営努力をされているのか、その辺の資料も出してください。

原主査 それは、私もちょっと数値を見ましたので、出てくると思います。

ほかの先生方、いかがですか。

橋本専門委員 簡単に「市場化テスト」との関係で申したいんですけども、質問というか一言だけですけども、3ページ目、4ページ目あたりは、要するに、いずれも公的な業務を独法というのはやっているんだから、現状では「市場化テスト」はどうかというふうなトーンで同じようなことが書かれているのですが、まさに「市場化テスト法」を考えなければいけないというのは、公的な業務を民間ができるための横断的な仕組みをつくらうという話です。ということは「市場化テスト」に関する法制度が整備されれば、むしろこれは問題なく「市場化テスト」に乗るといって御趣旨だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

榊原基盤政策課長 やや形式的かもしれませんが、業務を実際にどのように行うかは、独立行政法人の場合、通則法で決められておりますように、自主的に判断されるべき点という点を強調しているだけでございます。

橋本専門委員 ですから、公的な業務というふうなワーディングを使われても、それはむしろ「市場化テスト」をやりましょうという話になるので、公的な業務の中でも万が一「市場化テスト」に乗せられないという理由が何か。本当にあるかどうか。そこをお聞きしたいということになるので、それはそういう趣旨でもう一步御説明、お答えいただければありがたいです。これも、また後ほどで結構です。そういう趣旨でちょっと問いかけをしているということを理解していただきたいと思います。

原主査 翁さん、どうぞ。

翁専門委員 私もまさにそれを申し上げようと思っていたんですけども、政策目的がありますと。そうであれば、こういった事業性のあるものというのは、まさに「市場化テスト」にかかるということをおっしゃっているものだというふうに理解できるわけです。ですから、なぜ民間の主体に委ねる場合に、何かが実施されないおそれがあるのかということについて、具体的な記述がないと全くそのところは理解が難しいなというのが1つ目です。

もう一つは、科学未来館について、いろいろな施設管理業務とか、料金徴収業務とか、民間に委託しておられるということですが、具体的にどういう先に、どういう形でこういったことを実際に行っているかということについて、後ほど御報告を是非いただきたい。どのぐらいの効率化があるのかということについてもお願いします。

原主査 また、追加の資料ということをお願いします。

八代先生、どうぞ。

八代主査 今のことと関連なんですけど、一番最後の4ページに科学技術振興機構は、受益者負担の下に実施しており、制度的な規制はないから、同様の事業を民間事業者が行うことは構わないんだと。別に気にする必要はないんだということなので、ということは、繰り返しになりますが、別にここでなくてもいいということですね。本来の目的を実施するためには、ほかの機関でも代替できるということをおっしゃられるというわけなのかどうか、ちょっと今は確認だけですけども、趣旨をお願いします。

榊原基盤政策課長 これは、この事業をとということではなくて、一般的に情報の提供事業というものがそもそも民間事業者の参入を排除しているものではないという趣旨です。

八代主査 ですから、まさにおっしゃることは、この事業であってもいいわけですね。同種の事業は民間がやってもいいわけだから、なぜこれをこの財団でないと、独占的にできるものではないということは認めいただいているということですね。

榊原基盤政策課長 そのとおりです。

八代主査 例えば、これを競争入札の対象にしても構わないということですね。

原主査 論理的には、そうなると思います。

福井専門委員 振興調整費の配分も含めて、事業全体ですね。

榊原基盤政策課長 振興調整費につきましては、先ほどから御説明していますように、これは文科省だけで決めているわけではございませんで、別途内閣府の中でも御議論を経

て、先ほど基準がという御質問もありましたけれども、そのところは「総合科学技術会議」の中で、例えば独立行政法人の中から指定するようというふうな……

福井専門委員 いわゆる文献とは違うんだという理解ですね。今の八代主査の質問は、文献に書いてあるところをとらえているんですけども、文献のことについてであって、振興調整費は別だという御見解ですねという確認です。

榊原基盤政策課長 はい。

福井専門委員 それを前提としてでもいいんですが、ともあれ振興調整費についても、それが「総合科学技術会議」と連携しているから、中身に関して、あるいは配分の仕方に関して、ブラックボックスであっていいということにはなりませんので、先ほどからの質問については詳細にお答えいただいて、「市場化テスト」以前の問題として、適切な業務執行が行われているかどうかについて、重大な関心を持っているということをお知らせしておきます。

原主査 ほかによろしいですか。

そうしますと、追加的な資料を幾つかお願いをいたしましたけれども、それをお出しただいて、また検討を深めさせていただけたらというふうに考えております。

よろしゅうございますか。では、もう一言だけ、どうぞ。

大橋専門委員 1つだけです。文献情報提供事業について、当然私どもの問題意識は「市場化テスト」に乗せるべきだということですが、その前提として、JSTが文献情報提供業務をやっている意味と言いますか、効果と言いますか、どういう研究開発上効果があるのか、上げたのか、それについて具体的、データの、数字的に後ほどで結構ですから、資料で出してください。

榊原基盤政策課長 資料としてなかなか難しそうなものもあるように思いますけれども、答えさせていただきます。

1点、未来館の方の話の補足をさせていただきますと、一応未来館は開館3年になっておりまして、今、年間60万人ベースの入場料が入っておりますので、この種の博物館などと比べても、そう遜色のない入場者数は一応維持しております。

3年の経費でありますとか、かけた費用でありますとか、この辺りは整理できると思っておりますけれども、とりあえず一言だけお話をさせていただきます。

原主査 では、時間も少し超過をいたしまして恐縮ですけれども、また検討を継続させていただけたらというふうに考えております。

どうもお疲れ様でした。

事務局 すみません。昼食ですが、2階の中会議室で御用意していますので、そちらの方に移動していただけるようお願いいたします。

## 独立行政法人文化財研究所

原主査 それでは、お忙しいところをお越しいただきまして、ありがとうございました。始めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

大変短い時間で恐縮なのですが、30分という時間の中で話を進めたいというふうに思っておりますので、こちらからあらかじめ質問も提出させていただいておりますので、そちらを中心に5分程度御回答をいただいて、その後、意見交換をさせていただけたらというふうに思っております。

こちらは「官業民営化等WG」と「市場化テストWG」の両方の委員数名で参加させていただいております。

では、よろしく願いいたします。

小松伝統文化課長 それでは「独立行政法人文化財研究所」についての御説明をさせていただきます。

私、文化庁文化財部伝統文化課長の小松でございます。よろしく願いいたします。

独立行政法人文化財研究所は、文化財研究所というのが東京文化財研究所と奈良文化財研究所の2か所がございまして、それが平成13年の独法化のときに一緒になって、1つの独法文化財研究所というものになりました。

東京文化財研究所の方は、主には動産の文化財を対象としております。日本及び東洋の美術、伝統芸能とか民俗文化財の調査研究をやるということ。

あと、これも非常に大事なのですが、文化財の保存とか修復についての非常に高度な科学技術的な調査研究を行うということ。

そういった文化財の保存・修復についての国際協力というものも主な仕事としております。

奈良の方でございますけれども、地理的な特色ということもございまして、仕事の多くの部分が発掘調査とか、遺跡調査とかということで、平城宮跡、飛鳥藤原宮の跡、そういったところの発掘調査を通じての調査研究というものをしております。

今、申し上げましたようなことを多少詳しく書いたものが、3枚目の別紙というところがございます。ちょっと時間もありませんので、全部御説明すると大変になりますので、イメージが湧くものとしては、更にもう2枚下に写真が付いております。

これは、16年度にどんな事業をやったかというのを写真で示したものでございますけれども、例えば「実践的な調査研究」として、年輪年代測定法というのがありますけれども、これは文化財研究所で開発をしておりますので、従来からあるんですけども、こういった機械でやったらもっと正確にわかるかとか、そういったことの調査研究をしております。

最近ですと、これは国が行う文化財保護行政との連携なんですけれども、キトラ古墳とか高松塚古墳などの非常に重要で、かつ緊急性のある文化財の保存・修復といったものにも携わっております。

また、国際協力でございますけれども、7月末の新聞にもバーミヤーンで新しい石窟とか人骨が出たという記事がございましたけれども、ユネスコの信託基金によりまして、こういったバーミヤーンの石窟の調査であるとか、アンコールワットの遺跡の調査であるとか、イラクの文化財への協力であるとか、そういったこともやっている。そういった研究所でございます。

これが文化財研究所の概略でございます。御質問のございました点についてですけれども、現在の「民間開放の状況」ですが、1枚目に戻りまして、5のところでございますように、会計とか給与とか、施設の管理等の保守業務、そういったところは民間委託をしているところでございます。

6番目の「当該独立行政法人を廃止した場合の影響」でございますけれども、先ほど申し上げましたように、文化財行政は国の宝として後世に伝えていかなければならない文化財について、国の行う文化財行政と表裏一体となって、それを専門的、技術的に支えるという役割を果たしているということ。

近年、特に紛争地域も多いということもありまして、国際協力の要請が高まっております。そういった国際協力において果たしている役割も非常に大きくて、外国とのやりとりの間で、緊急に適切に対応していく。そういうためには、是非こういった文化財研究所の存在が必要であるというふうに考えております。

なお、独立行政法人でございますので、これを廃止する場合には、国会の御審議をいただいて、法律を改正するという手続が必要になってまいります。

次のページにまいりまして、③で「市場化テスト」の実施を含む民間開放の要望があるかどうかということについてでございますけれども、こちらは平成13年にできましたので、今年が5年目の中期目標の最終年度になっております。現在、最終的な評価も評価委員会の方で行っていただいている最中でございます。また、「市場化テスト」の検討に当たりましては、こういう公的な業務の実施を独立行政法人に任せたいという、独立行政法人制度との整合性について、十分な検討を行う必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、今年度まだ評価は完璧に出ておりませんが、中期目標期間が終了いたしますので、民間委託を更にできる部分もあるのではないかとということで、そういったところも検討しておりますので、民間委託の推進も含めて、さらなる事務・事業の見直しを行う予定にしているところでございます。

御説明は、簡単ですけれども、以上です。

原主査 簡潔にまとめていただきまして、ありがとうございました。

そういたしましたら、質問ということになります。まず私の方から、2枚目が具体的にこちらからの質問ということを出させていただいているんですが、②のところ、民間で実施不可能なものというのは何をお考えになっていらっしゃるんでしょうかというふうにお聞きしたのですが、御回答を見ると、何かほとんどすべての業務がなかなか難しいと

というような書きぶりになっていますけれども、これはやはり丁寧に業務ごとに分析をなさ  
って、お書きになったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

小松伝統文化課長 済みません。ちょっと御説明が足りなかったと思います。

例えば、無形文化財であるとか、民俗文化財であるとか、建造物であるとか、文化財は  
いろんな種類があるわけなんですけれども、従来からずっと同じ種類があるわけではなく  
て、最近になって文化財保護法を改正いたしまして、例えば、最近新たに民俗技術という  
ものを文化財の種類に加えたとか、今まで指定という手法で主には保護してきたんですけ  
れども、最近になりまして、指定よりももう少し規制の弱い登録という保護の手法も法律  
上導入してまいりました。

そういった種類とか保護の手法について、新たにどういったものやっつけていかなければ  
いけないかという基礎的な研究の知見を得るといったことも、この文化財研究所でやって  
いるということ。

先ほどちょっと御説明いたしました保存技術とか、先ほどは年輪年代法というものを申  
し上げましたけれども、それ以外に、例えば顔料にどんなものを使っているかというのは、  
従来ですと少し崩して中を見なければならなかったんですけれども、それを破壊しないで  
見るという、非破壊による顔料等の研究とか。

博物館とか美術館で資料を展示する場合に、事前に薫蒸をやっております。薫蒸で従来  
臭化メチルという薬を使っていたんですけれども、それが使えなくなりまして、別の薬は  
どんなものが適切かとか、そういう非常に全国的に必要で、とても高度な部分を担ってい  
るということで、これは民間ではなかなか困難ではないかなということがございます。

国際協力につきましては、これもある程度ユネスコとか、当該国と話し合いをして計画的  
にやっている部分もございますけれども、やはり紛争などが起きて、緊急にこうしなけ  
ればいけないとか。

最近こういう仕事は非常に量が増えてきておりまして、それに対応するということ。

あと、ただ単に外国の文化財の修復のお手伝いをするだけではなくて、後々には、その  
国の人材が自分の国で修復していかれることが大事ですので、その国における文化財修復  
等の人材養成といったことにも御協力をしております。

そういった点では、非常に蓄積の多い独立行政法人の文化財研究所でやるのが適切で  
あるというふうに考えております。

原主査 研究者が90人もいらっしゃいますけれども、90人の方というのは、ずっと文  
化財研究所の方で採用されて、そこの研究者としていらっしゃるのか。それとも、大学と  
か博物館がありますけれども、そういったところとの人事交流のようなものをおやりにな  
っていらっしゃるということになりますか。

堀池伝統文化課長補佐 人事交流につきましては、一番多いのが文化庁の調査官とかが  
おられるんですが、そちらの調査官との人事交流とか、そういったところでございます。

あとは、大学とも多少はあるんでございますが、一番多いのは文化庁の方でございませ

福井専門委員 どういう専門の方ですか。研究職の方の内訳を教えてください。

堀池伝統文化課長補佐 それは細かい資料がございませんので、後ほど提出する形でもよろしゅうございますか。

福井専門委員 それはそれでお願いしたいんですが、大体どういう専門の方ですか。

堀池伝統文化課長補佐 考古から、美術史から、……

福井専門委員 考古学、美術史、ほかにはございますか。

堀池伝統文化課長補佐 あと、保存科学でありますとか。

福井専門委員 基本的には常勤の方として、この独立法人で独自に採用されている方ばかりですか。要するに、文化庁等の出向以外の方が何人ぐらいいて、その人たちは基本的にここで採用されて、ずっとここで職業生活を終えるという方ですか。

堀池伝統文化課長補佐 そういう方が中心でございますが、中には大学で専攻をされた方が、今、研究所の方に来ておられるともあります。

福井専門委員 その研究職の方の専門分野の一覧と、それぞれの方の学歴、学位、研究業績について、個別に全部リストにして教えていただけますか。

それから、この方々はそれぞれ恐らくかなりの専門の方なんでしょうけれども、独立行政法人という形で雇用されていなければ、彼らは研究の場がないものなんですか。要するに、独立行政法人文化財研究所以外にも、保存科学あるいは美術史なり考古学の専門家はいらっしゃるのではありませんか。その方々とこの方々とは、どういう専門の違いなり、特性の違いがあるんでしょうかということです。

小松伝統文化課長 確かに大学等でも美術史とか考古学、保存科学をやっている研究者はいます。大学以外にも、市町村にはもうほとんどいないと思うんですけども、県の教育委員会にも多少、主に考古学の専門家はおります。

ただ、やはり大学の方では、いわゆる純粋基礎研究をやっております。つまり、研究者の興味関心に基づく、こうやったらこうなるかなという自分の興味関心でやる純粋基礎をやっております。

文化財研究所は、やはり行政機関でございますので、行政の方で示した中期計画に基づいて、こういうニーズに応じたことをやるという、言わば目的基礎から、多少応用、実践に入る部分をやっております。ですから、専門分野は同じでも、やっている中身は違うと思います。

福井専門委員 例えば、大学やほかの自治体の研究機関で、同様の専門分野の方が、同じことをなし得ないということがあるんでしょうかという趣旨です。申し上げているのは、能力的にということです。

小松伝統文化課長 能力的には、それは人さまざまであるかと思いますが、やはりこの文化財研究所という場で蓄積された研究成果と、そこにある研究、施設、設備を使うということも1つの重要なファクターになります。

福井専門委員 蓄積とか施設の利用というのは、独立行政法人という法人形態が妥当か



どうか、独立の問題ですから、民間だって同じ建物を使って、同じような言わば連続性のある、継続性のある研究があり得るわけです。

そういう問題ではなくて、独立行政法人という法的人格が何ゆえに、この法人には固有に必要なんでしょうかということ、研究者の能力とか属性に沿って教えていただきたいのです。

小松伝統文化課長 済みません。私ちょっと御質問の意味が、法人格というのと、そこで働く人という話が……

福井専門委員 失礼ですが、何職の方ですか。公務員試験の職種は何でいらっしゃるんですか。

小松伝統文化課長 私ですか。法律職でございます。

福井専門委員 だったら、法人格の意味はおわかりのほうですね。

小松伝統文化課長 そこで働いている職員と法人格という関係がよく、御質問の趣旨が理解できないんです。

福井専門委員 要するに、御主張は文化財研究所は独立行政法人で運営せねばならない。まさにやっている考古学とか、保存科学の専門家の身分が、平たく言えば独立行政法人の職員であらねばならないという御主張です。そうですね。

ですから、それは独立行政法人以外のところに所属する同じような専門分野の方では、逆に言えば、なぜ同じことができないのでしょうかという質問です。

小松伝統文化課長 それは国として、法律におきまして独立行政法人文化財研究所に任務を与えているからであるというふうに考えております。

福井専門委員 民間にそういう任務を与えれば、民間でもいいんですね。

小松伝統文化課長 民間に法律でそういう任務を与えるということが出来るかどうかというのは、私ちょっと自信がございません。

福井専門委員 与えられればいいんです。要するに、独立行政法人に法律が与えたからそうなっているというのは、現行制度の説明にはなっても、そうあるべきだ、その制度を維持すべきだという論拠にはならないんです。なぜ、それが適切かというのが、ここでの論点ですから、もしこれが適切であるということであれば、具体的にどこか大学の考古学研究室とか保存科学研究室がやるのでは、ここでやられているような国際協力、あるいは保存・修復の実務なり研究には役に立たないんだ、ということがあれば別です。そういうことがあるのなら、後ほど資料で詳細に根拠を出していただきたいと思います。

併せて、文化財の国際協力ということについても、これは誰が行かれるんですか。この研究職の方が行かれるんですか。

小松伝統文化課長 そうでございます。

福井専門委員 どなたが現地に赴くんですか。

小松伝統文化課長 文化財研究所の職員が参ります。

福井専門委員 向こうに行って、何をされるわけですか。要するに、東京と奈良のノウ

ハウがいかなる意味で生かせるのかということについて、例えば、美術史とかに関して言えば、奈良の美術史とアフガニスタンの美術史は全く関係がないと思うんですけれども、どういう専門の方が何を生かして国際協力に励んでおられるんですか。保存科学ぐらいならわからないでもないけれども、もうちょっと詳細に教えていただけますか。

小松伝統文化課長 例えば、発掘ということもございます。ですから、発掘ということ言えば、考古学の専門家です。

福井専門委員 ちょっと待ってください。考古学はものすごく細分化されていますね。エジプトの考古学、アフガンの考古学、日本の言わば飛鳥文化の考古学とか、それをどういうふうに関用性を持って流用可能なんですか。考古学の専門家なら何でもいいというわけではないでしょう。

小松伝統文化課長 確かに、何でもいいというわけではございません。ただ、日本の文化もシルクロードを通して、日本に来ているわけですので、場所によりましては、やはりシルクロードについての研究というのが日本の研究者にとっても非常に重要でありますし、お互いに相乗効果は得られると思っております。

福井専門委員 カンボジアとかアフガニスタンの考古学なり美術史的な蓄積で、この文化財研究所でなされている蓄積よりも高いところはないということでしょうか。

要するに、ここでなければならぬということを行うために、ここでなければ同じ質のことはできない、同じような効果を上げることはできないということ論証していただかないと、一般的にシルクロードを通して来たから関係がありますというのでは、論拠にならない。

小松伝統文化課長 恐らく日本中をあちこち行って探しませば、あそこに一人、こちらに一人と適切な方はいらっしゃるかもしれないと思います。そういった方々をいかに組織するか。それぞれにお仕事がある中で、どうやっていただくかということなどを考えますと……

福井専門委員 むしろ、研究者の個別評価をして、例えば、アフガンの遺跡あるいはカンボジアの遺跡とか、その道の専門家をプロジェクトごとに公募方式なりで組織して、基本的には、彼らの言わばノウハウを持ち寄る形で行っていただいても、ここの常設の機関の研究職の方が常に行かれるよりも、むしろ効果が高いということになりませんか。

小松伝統文化課長 勿論そういったやり方が適切な場合もあるかと存じます。

福井専門委員 であれば、文化財研究所の職員が、まさに独立行政法人の職員として携わらなければいけないということではないですね。

小松伝統文化課長 ですから、我が国として切れ切れに、細々とアフガンでこういうことを今年はやりました。来年はまた別のやり方をやりますということではなくて、かなり継続して外国に対する協力をするというので、我が国の国際的な地位というものについての評価というのも定まってくるのではないかとこのように考えております。

福井専門委員 だから、外交的意思決定なり文化財協力の国益の観点からする政策判断

は、文化庁、国でおやりになればいいのです。

でも、ここで問題になっているのは、そういう政策実現のための言わば専門職集団が、独立行政法人の職員たる身分を保持していなければならないかどうかです。

今の御説明では、その必然性の論証に全くなっていないと思いますので、これについて、もし更にもうちょっとまじな理屈があるのであれば、後ほど文書でお出ししていただきたいということです。

併せて、調査とか保存・修復とか、奈良とか東京周辺の文化財にしても、例えば、それについて一種の公的な助成をするということにして、助成先が民間にいっぱいいらっしゃるという形で何の支障があるのか。具体的にいろんなところに専門家がいるのだとすれば、何も抱えておいて、こういう身分を与えた独自の集団を形成する必然性はないように思われますが、それで何か支障があるのかという点についても、後ほど資料で詳細に根拠を教えてくださいたいと思います。

原主査 八代さん、どうぞ。

八代主査 いただいた資料で、今の質問との関連なんですけど、「市場化テスト」に関して、今もあったんですが、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独法制度との整合性について検討を行う必要がある。我々も十分検討を行っているつもりですが、この問題がクリアーされ、御心配の法人職員の処遇等の扱いが明確になっているとすれば「市場化テスト」の対象としていいというお考えなわけですか。

永山行政改革推進室長 済みません。これは官房の方から答えさせていただきます。

そもそも前段で我々としての官民の役割分担の中で、どこまで民に委ねられるのかという議論をまずさせていただいた上で、御質問が「市場化テスト」ということの御質問でございますので、官民の役割分担の議論プラスこういうものについても明らかになっていないという両方のことを申し上げますので、これが明らかになったからといって、すなわち民に委ねられるかということ、ちょっと別の問題だというふうに思っております。

八代主査 「市場化テスト」というのは、官民の役割分担を決める手段として使うわけですから、ちょっとトートロジーではないかと思えます。要するに、もっと明確な、なぜ「市場化テスト」にかけてはいけないのかという意見を聞いているわけですから、そういう抽象論では全然お答えになっていないので、改めてそれも出していただきたいと思えます。

原主査 この前段でも「科学技術振興機構」のヒアリングをさせていただいたんですが、そこも「市場化テスト」については不可能であるという一律な書き方になっていて、基本的に「市場化テスト」についての認識というんでしょうか、もう少し検討を深めた上での記述というのをお願いしたいというふうに思います。

ほかにございますか。

安念専門委員 官民の役割分担についての基本原理を教えてください。そうおっしゃるんだから、御省での基本原理があたりになるはずですよ。

永山行政改革推進室長 文化財研については、ここに書かせていただいていることと  
ございます。

安念専門委員 文化財については、特殊なプリンシプルがあるんですか。教えてください。

福井専門委員 要するに、文化財のどの部分かというのと、併せて文科省における官民  
分担基準という統一法則がなくて、文化財の基準は出てこないと思いますので、一般則も  
併せて教えてほしいと思います。

永山行政改革推進室長 官民の役割分担については、郵政規制改革とか、さまざまな答  
申の中で、ある程度明らかになっていると思います。今、私持ってきていませんからあれ  
ですけれども、その中には公権力の行使に関わる部分とか、情報の秘匿性が高いとか、例  
えば独立行政法人の場合であれば、国の政策との一体性とか、いろいろあろうかと思いま  
すけれども、ここに書いてあるのは国の文化財行政との一体性、また長年継続したノウハ  
ウをきちんと国として文化財保護の観点から持っていく必要があるということを書かせて  
いただいているかと思います。

安念専門委員 そのような機能を果たすために、民間事業者の方がより安いコストで  
できるかもしれないというのが「市場化テスト」を実施する目的なんですから、おっしゃる  
ことは全く理由にならないと思います。

福井専門委員 併せて言えば、コストに加えて、なぜ民間で弊害があるのかというこ  
とは、先ほどから小松さんのお答えでは全く理解できませんので、具体的になぜ直営でない  
形で民間に委ねることが弊害を招くのかということは、具体的にあり得る事例なりデー  
タを前提にして、論証していただきたいと思います。そうでなければ、ア priori に民間が  
携わることはできないということにはならないはずで。

八代主査 くしくも今の部分は官房で書いたとおっしゃったんですけれども、科学技術  
と文化財と全く同じ表現が付いているんですけれども、やはりちょっとそれはおかしいの  
ではないですか。これはきちんと小松課長の方で書いていただかないと困るわけで、官房  
の方が文化財も何も一緒にした通り一遍の答えでは、全然この会議の意味がないので、き  
ちっとこの文化財研究所に関して、なぜこれが「市場化テスト」の対象にならないのかと  
いうのを官房ではなくて、原課できちっと書いていただきたいと思います。

福井専門委員 併せて、これも後ほどで結構ですが、調査票の個別の質問項目の民間で  
実施不可能なものという理由のところ、文化財研究所の業務を継続的かつ適切に行うだ  
けの基盤、蓄積が民間には存在しないとあるんですけれども、それは当たり前ですね。こ  
ういう業務について、現に独占的に公的機関で行われているのであれば、民間に蓄積なん  
かしているわけがないので、要するにそれは、そういうふうにしたからそうなっている  
ということですから、民間にそれを移管したとしたら、それが雲散霧消するものであるとい  
うことが論証できない限り、ここでやり続けたいといけないことにはならないはず  
です。

併せてお聞きすれば、この文化財研究所において人事異動はないのですか。

小松伝統文化課長 人事異動はございます。

福井専門委員 そうすると、人事異動があってもちゃんと継続して基盤が蓄積しているわけでしょう。民間だって同じじゃないですか。人が代わったらできなくなるということではなくて、組織が継続性を持てばいいわけですから、その組織が独立行政法人という法形式を取らねばならぬということには全く結び付かないわけで、これについても、もしもうちよっとまじな論拠があるなら、後ほど文書でお出しいただきたいと思います。

小松伝統文化課長 済みません。幾つか宿題をいただきましたので、文書で整理をさせていただきます。足りない点がありまして、済みませんでした。

1点だけちょっと確認をさせていただきたいのですが、先ほど文化財研究所の研究者の各人の専門分野、学位、学歴等の御質問があったんですが、これは個人名を付けてということでしょうか。

原主査 個人名は特に要りません。

福井専門委員 専攻とか学位の有無、例えば論文の表題とか、そういったもので結構です。

原主査 人事異動がおありになるというふうにおっしゃられたんですけども、どういう頻度で、どういう形で行われているのかもわかれば、もう少し把握できるというふうに思いますので、お願いします。

福井専門委員 併せて、全国の大学の美術史、考古学、保存科学等を御研究所の研究職の方の専門分野と重なるものについては、恐らく大学等でしたら文科省所管ですから、おわかりになるはずですので、どこの大学にどういう講座があって、そこにはどういう専門で、どの程度の高度の学識を持った方がいらっしゃるのかということも、併せて可能な範囲で教えていただきたいと思います。

大橋専門委員 もう時間がないので、1点だけです。

先ほどから議論になっている御提出された資料の2ページの③に対する答えの中で「市場化テスト」の検討に当たっては云々という文言の中の、「このような独立行政法人制度との関係に加え」と書いてある。この意味をもう少し明確にさせていただきたい。後ほどいいですから、是非ペーパーで出してください。

原主査 ここは「市場化テスト」についての考え方の整理のときに併せて加えていただけたらというふうに思います。

よろしいでしょうか。どちらもまだ30分という時間では、検討までは至らないようなところもあったかと思いますが、また資料を提出いただいて、検討を継続させていただけたらというふうに思います。

今日は、大変短い時間で恐縮でしたけれども、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

独立行政法人国立美術館、国立博物館

原主査 どうもお待たせをいたしました。

そうしましたら、2時半までという1時間という時間ですが、国立美術館と国立博物館についてヒアリングということをお願いしたいと思っております。

事務局、半分半分に分けた方がいいですか、それとも5分ずつ両方とも話していただいて、全体でのディスカッションの方がいいですか。

土塚補佐 一緒に結構です。

原主査 済みません、こちら側に少し不手際がございまして、申し訳ありません。

そうしましたら、まず、最初に国立美術館から、それから引き続いて国立博物館から。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 済みません、先ほど事務局をお願いしまして、博物館の方から説明させていただきたいとお伝えしております。済みませんが、それでやらせていただきたいと思います。

原主査 わかりました。では、博物館を先に5分、それから美術館の方を5分。ちょっと大変短い時間で恐縮ですけれども、あらかじめこちらから質問をお出ししておりますので、それに御回答いただく形でいただいて、その後、意見交換をさせていただけたらと思っております。

では、博物館からよろしく申し上げます。

下坂文化庁美術学芸課長 私は、文化庁文化財部美術学芸課の下坂でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、国立博物館の方から御説明申し上げます。

国立博物館、国立美術館は、ほかの独立行政法人と少し違いまして、委員の先生方もおいでになったことがあるかと思っておりますので、具体的イメージとしてよく御存じかと思えますけれども、その中身につきまして御説明申し上げます。

まず「4. 事務・事業の内容」でございますけれども、国立博物館は文化財保護法に基づきまして、文化財保護政策を担う一翼として、国宝・重要文化財を中心として、我が国の文化財の収集・保管・修理を実施するナショナルセンターになっております。

国立博物館では、それらを活用して、日本の歴史・伝統文化を国内外へ発信するという大変重要な役割を担っておるわけございまして、それらに関わる収集・保管・修理・展示・教育普及活動も行っております。

「5. 民間開放の状況」でございますけれども、これは独立行政法人になりましてから、できる限りのことを民間に委託しているというのが現状ございまして、そこにも主なものを書き上げましたけれども、とにかく民間でできるものは民間へということで開放して、現在、行っているところでございます。

「6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響」でございますけれども、これはそのところに数字を挙げてございますように、国立博物館は、現在、東京、京都、奈良、そし

てこの秋から九州にできまして4館ございますけれども、そこでは合わせまして国宝130件、重要文化財903件、それ以外のものを合わせまして約12万件の収蔵品を保管しております。

これを用いまして、展示を行ったり、ほかの博物館への貸し出しを行ったり、そのほかの教育普及活動を行っているわけでございます。

それから、作品に関しまして引き続き申し上げますと、その中には、博物館は明治22年、帝国博物館ができまして以来、長い歴史を持っているわけですがけれども、そういった宮内庁から譲られたものを含めまして、国の宝として扱っているもの以外に、個人や神社・寺院から国宝・重要文化財を寄託品として預かり保管して、かつそれらをもって展示普及活動に努めているところでございます。

その数も国宝で197件、重要文化財で1,278件、寄託品総数で約10,000件ということになっておりまして、これらは国宝の現在857件のうち、40%近くを占めますし、重要文化財も23%という日本の国宝・重要文化財のかなり主要な部分が国立博物館に集中していることになるかと思えます。

これらを今まで維持かつ活用するために、いろいろなノウハウを蓄積してきたのが国立博物館でもあるわけでございます。

また、一方で、こういったものを国民の皆様方に活用していただくだけではなく、海外に対しましても、発信しているということも国立博物館が担っている大きな使命の1つになっております。

ちなみに、他国の場合もそうですけれども、国立博物館というのは、どこの国でもあるわけで、ヨーロッパ、アメリカと一律に論じることはできませんけれども、特に東洋に限って申し上げましても、御存じのようにどこでも国立博物館を持ち、美術館も同じですがけれども、そこで国の重要文化財を中心とする、重要文化財という言い方は日本だけですがけれども、いわゆる日本で言いますと、国宝・重要文化財を中心とした重要な文化財を保存、活用しているというのが現状でございますので、そういう意味でも国立博物館として、独立行政法人が行っている事業というのは、国の施策の下に行っているもので、大変重要なものかと考えております。

「7. 更なる民間開放についての見解」もそこに挙げましたとおり、今後できる限り民間委託の推進を進めてまいりたいと予定いたしております。

それから「8. 個別の質問事項」の方に移らせていただきます。

実績につきましては、別紙のペーパーがございまして、こういう横長のものでございます。ここにひととおり内容を整理いたしておきました。

2ページの方には「入館者数推移」がございまして、現在、200万以上の人が国立博物館全体として、毎年訪れてくださっているということでございます。

先ほど申し上げました収蔵品・寄託品に関しましては、6ページに掲げてございます。

東京、京都、奈良、それから九州の博物館ということで、それぞれ収蔵品・寄託品の数が

そこに挙げてあるとおりでございます。

あと、8ページの方に「修理件数」というのが書いてありますけれども、修理にしましては、文化財の修理と申しますのは、一方で保存科学といった最新の技術が必要であるとともに、他方で、これまでの長い歴史の中で、特に絹でつくられた絹本と言われるもの、紙でつくられた紙本と言われるものに関しては、長い歴史の中で培われたものが必要でございまして、そういったことを民間に委託してやっているということでございます。

そのほか、調査研究の概要、教育普及活動の概要、それから収入実績の推移等は、ここに書いてございましてとおりでございます。

近年、独立行政法人になりましてから、12ページにございますように、施設利用に関しまして、鋭意いろんな機会に、いろんな施設を利用させていただくということで活動を行っております。

13ページのナショナルセンターとしての役割ということで、このような重要文化財・国宝を始めとしまして、13万件に及ぶ文化財は、これは地方の美術館、博物館、それから私立の美術館、博物館に貸し出しを行うことでナショナルセンターとしての役割を果たしておるところでございます。

それ以外に、14ページに掲げてありますように、新潟中越地震のときにすぐに文化財の被災状況調査を行うとか、それから巖島神社の復興支援のための特別展覧会を催すとか、そういったことも行っております。

15ページも同じくナショナルセンターとしての取組み。特に国際交流としての取組みを掲げてあるものでございます。

以下、17ページ以降は、各博物館の活動状況が掲げてございますので、ごらんいただければ幸いです。

2番目でございますけれども、国立博物館の方で民間では実施不可能なものがあれば、その理由を併せてということで掲げましたのが以下でございます。

まず、今、申し上げましたように、13万件の文化財を持っておりまして、それらを展示教育普及に使っているわけでございますけれども、それらは単に物を並べればいいということだけではなくて、その一つひとつの質、それから前後の関係ということで、調査研究を行いまして、それをどのように組み立てて、よりわかりやすい展示にするか。かつ教育普及にどういう形のものを扱えるかということをも有機的にやっているわけですし、これはそういう作品を核にした調査研究、それから展示・教育普及活動ということを一括として有機的に関連づけてやらないといけないということで、これが民間ではなかなか不可能なことかと思っております。

それから、今とダブりますけれども、普段の研究調査を行う中で、そういったことを行うわけございまして、いわゆる学芸員、研究員の役割というのが大変大きなものがあるということでございます。

それから、ここには、今、申し上げましたように、物を取り扱うことを含めまして、特



に日本の美術品の場合は、脆弱なものが多いということがありますので、そういったものを専門的に扱える人が必要でございますし、かつ扱える人が調査研究を行い、展示・普及まで行くと。これは組織上もそうなっております、研究員が教育普及室長とか、そういう具合になっておりますので、そういう意味でいろんなことを兼ね備えた専門家集団を擁することが必要なわけですが、それを現在まで長い歴史の中で培ってきて、ほかにはこういった高い専門性を持った集団はいないということで、民間に託すことは不可能かと思えます。

それからお金の問題になりますけれども、先ほどから申し上げておりますけれども、寄託品の中の国宝だけで評価いたしますと、大体 2,000 億と言われております。ましてや、博物館が持っております国宝・重要文化財を併せて評価いたしますと、保険額は正確にどれほどになるか、ちょっと天文学的な数字になるのではないかと思われま。

そういったことで、これはやはり公の責任の下で管理・運営していくのが私どもは適切ではないかという具合に考えているわけでございます。

福井専門委員 今は保険をかけていないということなんですか。

下坂文化庁美術学芸課長 寄託品に関してはかけております。

福井専門委員 直営、それ以外はかかっていないんですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 国宝の寄託品だけです。

下坂文化庁美術学芸課長 寄託品の国宝についてはかかっております。

福井専門委員 ほかは。

下坂文化庁美術学芸課長 ほかはかかっておりません。

福井専門委員 かかっていなくて大丈夫なんですか。

下坂文化庁美術学芸課長 それは、今のところは万が一の場合は、国が最終的には何とかしないとけないということだと思えます。

福井専門委員 国が払うといっても、国庫、納税者が払うんでしょう。皆さんが払うんじゃないでしょう。

下坂文化庁美術学芸課長 ただ、今のところは予算がありませんので。

八代主査 予算がなくても国が払うとなると予算を付けなければいけないわけで、同じことじゃないですか。

下坂文化庁美術学芸課長 ですから、今、独法として責任を持ってやっているとしたら言いがたないと思います。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 ただ、国宝の寄託品だけで 2,000 億の価値があるとと言われておまして、毎年 2,000 万ずつ保険料を払っております。

更に、1,000 点にも及ぶ重要文化財の時価評価額を算定するには、それなりの時間がかかりますし、また、時価評価額を算定するに当たっての予算計上も必要ですし、また更に毎年保険料を払うということになりますので、それに伴う財政負担は非常に大きくなると思えます。

美原専門委員 それはおかしいんじゃないですか。

八代主査 基本的な話なんですけれども、保険料を払うのと、盗まれたときの弁済とかをするのは同じことであって、保険をかけなければただで済むというわけにはいかないの、万一のときがあれば、当然国庫からしかるべき賠償をしなければいけないわけですね。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 それはそのとおりです。

福井専門委員 勘違いしないでください。国庫から払うということは、国民が払うということですから。何かちょっと別の意味にとらえていらっしゃるようで、非常に疑念を感じます。

美原専門委員 これは民間委託とか、そういうのは全然関係ない部分ですね。最終的にはこれは国が負担するんですよ、それしかない。それは置いておいた方がいいですね。

下坂文化庁美術学芸課長 それから、次でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、外国で国立の博物館がないところはないということで、特に東洋におきましては、間違いなくございません。

そういったことから、国同士の展覧会の交換展といったことは、これまでも、いわゆる国立博物館を核として行っておりますので、例えば韓国の展覧会を日本の展覧会と交換でやるということを行っているときに、国際的に見てもこういった国立博物館というのが必要かと思えます。

以上、3番目は、先ほど来の文化財研究所と同じでございます。

それでは、美術館の方、少し時間がないので……

八代主査 美術館と博物館の違いだけを教えていただければいいので。

下坂文化庁美術学芸課長 はい。原則として、今、申しましたような大変民間開放を行っているとか、それから世界的に見てどうかといったことに関しては基本的に同じでございます。

ただ、美術館の場合は、文化財ではございませんで、むしろいわゆる美術品というものでございまして、これは文化の創造と発展、更には美術振興の拠点としてこういったものが必要という観点でございます。

更には、勿論、美術品による国際交流の核となっていることも申し添えておきたいと思えます。

あと、民間で実現不可能なものに関しましても、ほぼ博物館と同じでございますけれども、特に何度も繰り返し申し上げておりますように、展示と申しますのは、物を並べるだけではなくて、その物に関わる調査研究があって、それぞれどういった企画で、どういう流れの下に見ていただくとか、それから教育普及に当たっても、その作品をよりよく知った上で教育普及というのをやっているわけでございますで、有機的な考えの下にやっているということをお理解いただきたいと思えます。

あと、保険料、国立美術館の国際的な在り方については、博物館と同様でございます。

以上、駆け足でございますけれども。

原主査 ありがとうございます。一応、2時半が目途ですけれども、博物館と美術館、それから先ほどの文化財もなんですけれども、基本的に文部科学省でおやりになっていらっしゃる関連の業務ということで、取り上げさせていただいたということになります。

途中からちょっと質問が出たりしてございましたけれども、何か御質問がありましたら、どうぞ。

では、八代先生どうぞ。

八代主査 今、国立美術館とか博物館がない国はないということなんですが、少なくとも私は別に廃止しろとは言っているつもりはないので、国立博物館を民間の、例えば経営団体とか、何かが運営するということは別にあり得るわけですね。独法法人でなければ国立美術館・博物館を運営できないということは論理的にないわけですね。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 済みません、室長補佐の一山ですけれども、お答えさせていただきます。

諸外国の博物館の設置形態についてですが、ほとんどが公の独立した法人です。

八代主査 いやいや、外国がどうなっているかは別にして、日本でそういうことをしてはいけないという法律があるのかどうかということですよ。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 いえ、法律はございませんけれども、国際的なスタンダードとして、そういう公の法人もしくは国が直営でやるというのがスタンダードになっております。

福井専門委員 だから、それがなぜかということですよ。なぜ日本でもそれを応用しないといけないんですか。日本の国立博物館と美術館が、なぜこの形態以外で運営されてはいけないのかという実質的根拠を言ってください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 民間に委ねられない理由というのは、裏の②のところに理由を書かせていただいております。

福井専門委員 ちょっと待ってください。今の八代主査の質問は、国立博物館を持たない国はないというような極論を書かれているから、持つななんて言っていないということです。持ってもいいから、運営形態を別の形を検討してくれということです。その質問にお答えになっていただきたい。

下坂文化庁美術学芸課長 運営形態と申しますと、先ほど申し上げておりますように、やはりそれだけの専門性が、ここでは作品とともに一緒に蓄積されていかなければならない。そう申し上げると、これは今までそこにしかなかったんだからそうだろうとおっしゃいますけれども、それは事実そうでございますけれども、これは歴史の中で培われてきたものでございますから、事実としてそういうわけでございます。

福井専門委員 何でそれがこの形態でないといけないのですか。歴史があって、それを継続して管理できる体制をとるほかの形態になったら、なぜいけなくなるんですか。

下坂文化庁美術学芸課長 まず、そういうことが現実にできないからです。

福井専門委員 そんなことはあなたの判断することではないです。やったとして何が困

るのかという実害を聞いているんです。

八代主査 別の言い方をしますと、今、国立博物館、美術館で勤務しておられる方が民間人の雇用形態に変わったら、その人たちは働けなくなるのか、能力が落ちるのかと、例えばそういう仮定の質問です。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 済みません、民間人のという前提が、独立行政法人国立博物館は、これから非公務員化になることに決まっております。そういう意味では、公務員ではないわけでございます。

ですから、民間の前提というのが、どのような前提の場合をおっしゃっているのかと。

福井専門委員 その前に、皆さん方が、今の形態、非公務員型の独立行政法人の雇用身分関係でないといけないとおっしゃるんでしょう。だから、それはなぜかということをもっと端的に教えてください。御自身の主張の論拠をまず明らかにしてください。その上で我々と議論しましょう。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 私どもは、雇用の身分関係というよりも、独立行政法人制度の中で、国立博物館の運営をすることが最も適切であると。

福井専門委員 なぜ。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 その理由は、8.の②のところに書かせていただいております。

福井専門委員 もう一回ちゃんと自分の言葉でおっしゃってください。どの部分ですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 まず1つは、民間からの要望の中でも、各業務をばらばらに民間委託できるのではないかという御提案がございました。

ただ、国立博物館の運営に関しては、調査研究というのを基本にして、作品の収集・展示・教育普及業務をやっておりますので、まずこれを1つの法人が一体的に行うというのが条件になってまいります。

福井専門委員 どうして、なぜ丸ごとでないといけないのですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 それは調査研究に基づいて展示等の業務を行っているからです。

福井専門委員 具体的に調査研究に基づいて行われている展示というのは、例えばどういう例がありますか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 この実績報告書をごらんください。

下坂文化庁美術学芸課長 5ページに「特別展」として、一番最初でどれでも結構なんですけれども、空海と高野山がございませう。これは御存じのとおり、空海というのは平安時代の僧侶ですけれども、高野山を開いた人です。

ここでは高野山に伝わる空海に関わるものを中心に、高野山の歴史を展示したものでございませうが、これには高野山にそれぞれの専門の研究職がいて、全員でいろいろ調査をしまして、それで分野も絵画、彫刻、工芸、もっと細かく申しますと、工芸の中でも金工とか、そういった各分野の者が出向いて調査を行って、その上で、全員が集まって、それぞ

れどういう組み立てで、これらの作品を展覧会に出すことができるかという企画を組むわけでございます。

福井専門委員 それは、調査研究をした人が企画を作ったからうまくいっているとおっしゃりたいわけですか。でも、それが別のところにあたって、組織的な形態が別で、あるいは人事が別でも、誰かがやった調査研究というのは、別にその実施者に独占させるわけではないでしょう。この調査研究成果というのは国の財産でしょう。

だったらオープンにして、それを誰でも活用できるようにしていれば、ほかの人がそれを活用してやっただけで、何の違いがあるのかというのが1つ。

加えて言えば、同じ人でなければいけないにしても、それを同じ人にやらせるということさえできれば、別々の組織にあってはいけないということの理由にはならないはずですよ。それはなぜでしょうか。

下坂文化庁美術学芸課長 同じ人というのは、どういう意味でございましょうか。

福井専門委員 調査をやった人が展示も考えた方がいいというのであれば、同じ人にやらせればいい。例えば、調査の方にこの人たちが所属しているのであれば、調査の方の組織で行われたことを、実際の展示の方では、その人たちに参加してもらって具体的に決めればいい。それだけのことです。

ということであれば、何も別の組織になってはいけないという理由にはならないということですよ。

では、続きをお聞きしましょう。何でしょうか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 次にいきます。先ほど調査研究の話がありましたが、これは数か月程度の短期的な調査研究ではございませんでして、何年にもわたって収蔵品について調査研究をし、それに加えて展示のための調査研究を併せて行うなど、中長期的な視点に立って、調査研究を行った成果として収集・展示・教育普及をやっておりますので、例えば委託期間が3年とか5年とか、こういう場合ですと、中長期的な視点から調査研究ができない、またはそれに基づいた事業の実施ができないということになってしまいます。

福井専門委員 それでは期間を延ばせばいいんじゃないですか。何で3年、5年じゃないといけないんですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 「市場化テスト」が想定する委託期間というのが何年かわからなかったのです。

福井専門委員 それはこれから考えますから、要するに3年、5年だということが決まっているわけではないですから、延ばせばいいんですね。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 ちなみに、国立博物館は、設立されたのが明治5年ですけども、明治5年から今までの調査研究の蓄積というのを代々引き継いでいってやっております。

福井専門委員 その明治5年からの蓄積は、今の研究者の方は全部頭の中にしまってあ

るんですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 それは組織として有しているというふうに御理解いただければと思います。

福井専門委員 だったら、組織として引き継げばいいだけのことでしょ。そうですね。だったら民間であってはいけないということにはならない。独立法人でなければいけない理由ということですけども、全然そういう理由になっていないですね。

では、次をお願いします。

安念専門委員 ちょっといいですか、今、福井さんのおっしゃっていることは、組織として今のままひとまとまりであるべきだということと、独立行政法人であり続けなければいけないということは、当然のことながら全然別のことだという前提です。

福井専門委員 何の関係もない。

安念専門委員 だから、問題は2つあるんです。ひと固まりの組織であり続けなければいけないかが第一関門です。これは全然まだ皆さん何も証明されておりません。

第二関門、仮にそうだと、なぜ独立行政法人という極めて特異な、たくさん世の中に組織のガバナンスがある中で、なぜこれが唯一のアプローチなものとして選択されなければならないか。この2つに答えていただく必要があるんです。

福井専門委員 という観点から続きがあるのならお願いします。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 独立行政法人制度でなければならないかどうかということに関しては、平成13年の独立行政法人制度の設立時に、立法措置を行って……

福井専門委員 過去の立法の経緯を聞いているのではないのです。あなた方がこれであればいけないという政策判断として主張しておられるんでしょう。でしたら、その根拠を御自身の言葉でおっしゃってください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 ですから、それは13年当時に、そういう政策判断をして立法措置を行って、そのときから何か社会の状況が大きく変わって……

福井専門委員 そんなことは聞いていません。今後とも維持すべきだとおっしゃっているんでしょう。だったらその論拠を現時点でおっしゃってください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 それについては、私どもではこのペーパーで説明させていただいているつもりです。

福井専門委員 「つもり」じゃないですよ。今、現に破綻しているじゃないですか。独立行政法人でなければならない、今でもそうだとしたらちゃんと説明してください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 説明を続けるというのであれば、8.の②をずっと説明いたしますけれども、ここに書いてあることが私どもの主張でございます。

福井専門委員 だから、書いてあることを一つひとつ言ってください。さっきからおっしゃったことについて全部反論しているわけだから、反論されないで済むような理屈があるのなら、今、ここでおっしゃってください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 次に、3つ目のポツの「材質的・経年的に脆弱なも

の多い文化財の管理・取り扱いについて」というところに行きたいと思います。

国立博物館の収蔵品約 12 万件、また国宝・重要文化財、これらの取扱いについて、先ほども申しましたとおり、創設以来の長い調査研究の蓄積と、オン・ザ・ジョブで培った調査研究の専門的知見を有した職員がいるわけでございます。

福井専門委員 この人たちの身分が独立行政法人でないといけない理由を教えてください。それはなぜですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 繰り返しになりますけれども、それは既に立法措置の中で政府としてそういう判断をされたと考えております。

福井専門委員 そういう論拠はここでは聞く必要はないのです。現時点で政策的に必要なとおっしゃるんなら言ってください。ここは、今ある法律あるいは政府の過去の方針がどうだったかということを議論する場ではないのです。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 独立行政法人制度の中に民間に委ねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの、とあります。

福井専門委員 何ですか、それは。通則法ですね。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 ええ、それがあります。私どもは、先ほどから申し上げておりますとおり、この 12 万件の収蔵品について、これだけの調査研究の蓄積を持った組織が我が国においてほかにあるのということを聞かれましたら、それはほかにないと。

福井専門委員 だって収蔵品を現に持っているかどうかと、それを営む組織が独立行政法人かどうかとは、何の関係もない。もうちょっと論理的に答えてもらえませんか。独立行政法人という組織の独立行政法人職員という身分関係でなければできないということを手端的に説明してください。規模の問題ではありません。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 先ほど先生が、なぜ独立行政法人制度でやらなければいけないのかという御質問をされましたので、それについては通則法の要件である、民間に委ねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるものに当たると。

福井専門委員 これはなぜそれに当たるんですか。ないしはそういう判断をしたときに、なぜその判断が合理的なのかというのがここでの論点です。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 それは、先ほどからの繰り返しになりますけれども。

福井専門委員 要するに、それ以上のことが言えなんいですね。さっきからお聞きしたことは、今、全部論破したつもりですけれども、更に、何か反論があるのならこの場でおっしゃってください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 論破したとおっしゃいますけれども、私どもが先ほどから申し上げている民間に任せただけの場合には、必ずしも実施されないおそれがあるということに対してはお答えがないと思います。

福井専門委員 何がですか、何の業務が民間だとできないんですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 国立博物館の運営が。

福井専門委員 全部ですか。すべてできないんですか。では、今民間に任せているのは何ですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 ですから、独立行政法人の目的を達成するためにやらなければいけない調査・研究・収集、その根幹部分については法人で行っておりますけれども。

福井専門委員 根幹は、なぜ独立法人でないといけないかということについて、先ほどから何一つまともな論拠を答えていないということです。何で民間人だったらできないんですか。

併せてお聞きしましょう。相当の学問的専門性を有した職員がいることが不可欠で、この法人に匹敵する専門家集団を擁した機関はないということですが、どういう専門家集団ですか、これも先ほどの質問にも関連しますけれども、学歴・学位・専門分野、研究業績をすべての専門家について教えてください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 お答えいたします。

今、研究員が17年3月29日現在で98名おります。日本絵画が17名、日本書籍が4名、日本彫刻が10名、日本金工が1名、日本の甲冑刀剣が1名、日本の陶磁についてが2名、また日本の漆工についてが2名、日本の染織については、……

福井専門委員 いいです。今、ここで読み上げてもらうのは時間の無駄です。後でそれはいただければいいのですが、それぞれの研究員の方について、どこの大学のどういう学位を持たれていて、しかるべき学会誌なり、学術ジャーナルに何本どういうタイトルで、どういう内容のものを公表されておられるのか。それも後ほど個別にリストをいただきたいと思います。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 失礼ですが、どこの大学かというのは、なぜ関係あるのでしょうか。

福井専門委員 その人の研究能力に関して、研究者が自分の、例えば取った取得学位がどこかということと研究能力の評価は表裏一体だということは専門家を名乗る当然の前提です。そんな常識も御存じないんですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 学位については、今、申し上げることができますけれども、大学名も必要でしょうか。

福井専門委員 大学名も必要です。研究者の能力の根幹的要素です。

原主査 ちょっと、鈴木さんの方から御質問がありますので、どうぞ。

鈴木主査 さっきからお伺いしていると、独立行政法人である要件としては、一つは民間でできない場合だとおっしゃいましたけれども、それはそうかもしれませんが、今まで独立行政法人だけでしかやっていなかったから直ちにできないのは、当然のことです。

だから、それが将来において民間でもやれるという状況になった場合には、その時にはこだわらないわけですね。



原主査 というのは、例えば裏面に書かれている 8 .番の②のところでの回答を見ると、民間に適切な事業の実施を期待することは困難というのは、今までこういうことをやってきていない、そういうところに置かれていなかったということが大きいわけですし、その次も法人職員で行うことが適切と書いてありますけれども、必ずしもそうではないんじゃないかと言えるので、これまでの蓄積とか、これまでやられてきたことというのはあると思いますけれども、ではこれからというときには、またいろんな選択肢、チョイスがあるんじゃないかということです。

鈴木主査 要するに、一方的に決めつけずに、そんなものなど出てくるわけがないとおっしゃらずに、もし出てきた場合には、それは民間に委ねることに対しては、差し支えないというのか、それに対しては賛成できると、こういうことですね。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 仮定の質問なので、お答えしにくいんですけども。

鈴木主査 だから、仮定の質問だとしても、私は具体的に言っているつもりだ。あなた方の要求水準を満足するだけのものが、将来出てきたとしたら、それに対しては拒否しませんねと。独立行政法人にするための根拠である民間でできないものという要件も、これは外れるわけですから、それに対してノーとは言えないわけですね。そこはどうなのですか。

そこまでもイエスと言えないとするならば、それは独立行政法人、国でなくてはだめだと言っていることと同義になりますね。だから、それはさっきからあなたのおっしゃっている趣旨とは違うでしょう。だから、そういうものができてきたら、そのときには民間に委ねることに対して反対はしないとおっしゃって当然ではないですか、今までの話をずっと聞いていますと。それでよろしいのですね。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 今、先生方の御質問にお答えする形で、そういう解答をしてきましたけれども、あともう一つ国際的なスタンダードというのがございます。

国立の博物館、例えばルーヴル美術館、大英博物館等、作品の貸し借りをしているわけがございます。

鈴木主査 その博物館が国立のものであることを私は否定しているのではないのです。民立のものにしなさいと言っているわけではない。それも1つの選択肢ですけれども。けれども、今の国立のものであっても、その運営管理をする人たち、その人たちは独立行政法人である必要は必ずしもないと。もし、それに代わるべきもの、匹敵するものがあるならばということを知っているわけです。

したがって、その人たちが管理していたって、それは国のものであるということにおいては変わらないのだから、それを運営するのは誰だというだけの問題です。よく調べられたら、必ずしも西欧諸国のものが、国営の公務員でやっているとは限らないケースはあると思うのです。

だから、そこら辺も含めて、私が聞きたいのは、民間から今の独立行政法人と同じ管理レベル、管理能力を持った主体が現われてくるならば、それに対して断わる理由はないで

すねということを念押ししているわけです。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 その民間というのが、どのような形態かにもよりますが、例えばアメリカですと、財団法人を民間というふうに定義するのであれば、アメリカは財団法人的な性格を持つスミソニアン機構という国立に匹敵する博物館、美術館を運営しております。

ただし、アメリカの場合のスミソニアン機構の理事会には、最高裁判所、副大統領、上下院議員の代表が入り、そして補助金が投入されて、そしてアメリカには文化庁のような文化をつかさどる中央官庁がございません。

そういう条件の下で、財団法人を民間と呼ぶのであれば、またそういう理事組織を持ったものも民間と呼ぶのであれば、海外には既に事例がございます。

福井専門委員 その辺、後ほど、詳細に海外の運営形態なり身分なり、法人形態なりについて整理したものを資料でお願いします。

鈴木主査 もう一つだけ、はっきりさせておきたいのです。さっきの問題に対して、仮定の議論かもしれませんが、そういうものが出てきたときには、それは独立行政法人にはこだわりませんと、これははっきり言えますねということに対して、あなたはまだ言っていない。返事をしてください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 独立行政法人制度という制度が、我が国において存在するのであれば、私どもは独立行政法人制度で行うことが最も適切だと考えています。

鈴木主査 その要件は何ですか、またさっきの話にぐるぐると戻るのでしょう。

福井専門委員 課長に聞きたいですね。責任者から。はぐらかさないでほしい。

下坂文化庁美術学芸課長 先ほどから一山の方から申し上げておりますように、現在、現に独立行政法人がありまして、これはもう現在あるわけです。その中で5年間やった上で、見直しをやって、どういう具合にやるかということが現にあるわけですから、それは既に法律で決まって、それにのっとってやっているわけですから、私どもとしてはそれにのっとってやるのがルールだと思います。

福井専門委員 何度も言いますけれども、ここでは立法論を議論しているんですよ。過去にそういうふうに決められたことについて、別の形で現に「市場化テスト法」という法律ができようとしているんです。現行制度がそうなっているなんてことをここで議論する場じゃないんです。貴重な公の場を無駄なことに使わないでいただきたい。

安念専門委員 だからいいですよ、要するに現にそういう法律があるということが唯一の根拠だとおっしゃるんだから、別の法律ができたら、それだけの話ですねと、そういう御態度であったわけだ。それはそれでよろしいんじゃないですか。

福井専門委員 要するに、さっきからの話を聞いていると、独立行政法人固有の弊害について何ら、一つとして例示ですら説明できていないわけですから、あるのなら後ほど教えてください。

そうでないのなら、さっきから鈴木主査が何度も申し上げているように、このポイント

トは、例えば文化財の適切な公開や良好な状態での保存ができればいいわけです。それから他国との交流ができればいいわけです。そういう機能なり、性能なりを満たす限りは、主体については誰でもいいんだと、この場で明言していただくことを我々は要求したいということです。

原主査 ちょっと福井さん、お待ちください。大橋さん、質問がおありですね。

大橋専門委員 それでは、別の角度から少し、事実関係を確認したいと思っているんですが。

鈴木主査 ちょっと、今、このところで、さっきおっしゃったものの続きがあるから、だからそのところどうなのですかということをはっきりしておきましょうよ。

大橋専門委員 そこをまずはっきりして、私も全く鈴木さんの言うとおりに、あなた方のものはある前提に立っていて、その前提の要件をいろいろ言っているわけで、その要件が鈴木さんの言葉によれば、充足されれば、民間開放というのは可能なんだと言っているわけで、論理的には当然そうなるはずなんです。

つまり、例えば専門集団がいないと言っているけれども、では専門集団がいるとなったら委ねるんだねと。そういうことになるでしょう。あなたの今までの答弁の流れで言えば。

つまり、独法にやらせている条件なり、要件というものが、それが満足されているというのか、逆の意味でもそれが破棄されて、破棄された場合には、独法法人ではなくて、民間への委託というのも当然可能になるわけですね。論理的には、当然のことですね。あなた方が主張していた条件というのが、それはもう主張できなくなった、そうなるとう当然のことながら民間委託というのは可能になる。これは子どもでも赤ん坊でもわかる話です。

鈴木主査 簡単なことを言っているだけのことなのです。

大橋専門委員 余り難しい話を言っているわけではない。

鈴木主査 それでよろしいですねということ、ちょっと念を押しているだけの話で、今までの話は、そういうことだけをおっしゃっておられたから。

関文化庁政策課長 その点については、まさに独法制度が平成13年にできたのと同じように、どのような制度ができるのかという問題であって、それを今の時点から先ほどから申し上げておりますように、こういう条件という形で抽象的な問いを出されても、私どもとしては、それはお答えできる立場にはないと思っております。

大橋専門委員 あの人が条件を言ったからだよ、その条件が破棄されたら。

福井専門委員 御自身がおっしゃったから確認しているんじゃないですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 私は、今、独立行政法人制度の要件に沿って御説明したまででございます。

福井専門委員 そんなことを聞いているんじゃないということ、いいかげんに理解していただきたい。

下坂課長にもう一回確認しますが、いろいろ御懸念があるわけでしょう。御懸念というのは、例えば良好な状態の保存ができないとか、あるいは適切な管理ができないとか、あ

るいは一貫した理念があるかとか、あるいは調査と展示との連携がとれるかとか、こういうことについて、連携がとれたり、あるいは支障がないような形ができれば、身分や組織、それ自体が自己目的ではないということについて、お認めいただけますね。

下坂文化庁美術学芸課長 それ以外にも何度も申し上げているように、国際的に見てもどうかという話とかあるわけですし、それらを一つひとつ取り上げてどうこうという話ではないわけです。

福井専門委員 だから、一つひとつ取り上げて支障がなくなったら、それ以上文句はないですねという当たり前の確認です。

原主査 先ほど、国際的に見てというのが何回も何回も出てきますが、先ほどアメリカは文化庁はないとおっしゃられたんですけども、何かやはり各国それぞれ御自分の国の美術とか、それから博物関係のものを保存したり、研究したりするというのは、何かさまざまな組み合わせがあるような感じがするんですけども、こういった関連も資料として整理されているようでしたら提出していただきたいと思います。

福井専門委員 あと追加で申し上げておきますと、さっきまでお聞きした限りでは全然論拠がないと思いますが、②の中のポツが5つばかりありますけれども、もう少し補足的に資料をお願いしておく、一貫した理念の下で一つの機関が運営することが必要という御主張については、これと法人形態が何かということとは何の関係もありませんから、関係があるとおっしゃるのであれば、具体的に文章で論証していただきたい。

それから2つ目の調査研究については、先ほど申し上げたことと同じですけども、実際にそれぞれの業務が調査研究部門と展示部門とで、いかなる調査研究をいかなる意味で展示に生かしたのかということの、ここ3年間のすべての案件について具体的に教えていただきたいと思います。

もう一つは、さっきも確認しましたが、調査研究の成果、これは当たり前の確認だと思ってしまうんですが、国の研究成果ですね。たまたま博物館なり美術館の方々が私的に独占したり、組織だけが独占していい性格のものではないですね。この点を今確認したい。調査研究の成果は公の財産だという理解でいいですね。口頭でお返事いただきたい。

八代主査 できれば課長からお願いします。

下坂文化庁美術学芸課長 調査研究に関しましては、それは大学の場合も同じだと思いますが、勿論公の成果でございますけれども、そのときに個人的な資質が入っているのは、先ほど先生が学歴に関しておっしゃったとおりでございますから。

福井専門委員 調査研究成果は公の財産ではないですか、と申し上げているんです。

下坂文化庁美術学芸課長 勿論そうです。

福井専門委員 そういう前提であれば……

下坂文化庁美術学芸課長 個人のものではないとも言えないと思います。

福井専門委員 研究者の属性能力と調査研究成果とは何の関係もないじゃないですか。

下坂文化庁美術学芸課長 ありません。

福井専門委員 調査研究成果について公のものであるとすれば、それについて誰が使ってもいいんだと考えれば、同じところで使わないといけないという理由があるのなら、その合理的な根拠も文章で具体的に教えていただきたいと思います。

それから、学術的専門性を有した職員ということについては、学術性、専門性は具体的な研究業績をすべて具体的に論証していただかなければ、その人たちが本当に唯一の学術的、専門的集団かどうかということは、我々にはわかりませんから、ほかのところと同様の分野の方よりも、この方々の方が有能で、特に専門的な集団であるということについて、具体的に論証していただきたい。

法人のマネジメントについての意思決定ということですが、民間委託すると法人の意思決定能力を奪うというのは珍説でして、私は初めて耳にしたんですけども、どういう産業組織論やガバナンスのテキストなり論文にこういうものがあるのか。独自のお考えであれば、具体的に独自にどういう理屈を立てたのかということをもっと詳細に教えていただきたい。

保険については、冒頭に少し議論がありましたが、保険が今かかっていないという状態が望ましいと判断をされておられる政策的な合理性について、文章で教えていただきたい。

最後、国立の博物館とみなされないということですが、業務を委託してみなされないのであれば、さっきおっしゃったスミソニアンなんていうのはみなされないとアメリカでは思われているんですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 先ほども申し上げましたとおり、まずアメリカの文化行政の特殊事情が1つありますし。

福井専門委員 違います。ここに書いておられるのは、民間に業務を委ねる館は国立の博物館とはみなされないとありますね。スミソニアンの独特の形態について何も書かずに白地でおっしゃっているでしょう。では、これは間違いだと認めるんですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 先生方がおっしゃる民間というのは、財団法人も含めるんでしょうか。

八代主査 当然含まれます。

福井専門委員 含むのではないですか。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 私ども、最初民間と聞いたときには、財団法人といえども、私どもの指導監督下にある公益法人ですので、民間とはみなしておりませんでしたので、ここではこういう書き方をさせていただきました。

福井専門委員 だけど、財団法人に誘導されたいという意図があれば、それは我々の全く望むところではありません。財団法人がいいか、民間がいいか、それは具体的にその業務とその組織のパフォーマンスに応じて考えればいいことだという前提です。

そういうことであれば、こういう言わば誤解を招くようなことを文章にされるのは御遠慮いただきたい。

ということで、今、申し上げたことをできるだけ詳細に後ほど文章でお示しいただいて、

その上でまた改めてきっちりとした議論をしたいと思います。

今のは博物館ですけれども、美術館についても同様です。

鈴木主査 そうおっしゃっているから確かめただけだけれども、確かめたらにわかになってしまった。要するに民間に代わるものがないとばかりおっしゃるから、では民間に代わるものができたらよろしいねと言ったら、途端に何だか訳がわからないお話をなさっている。ここで答えられないのですか。そうすると、法によって今のものは民間ができないものとしてできていると、何を言っているのか訳のわからない御説明をなさっておられるが、民間でそういうのがないからとおっしゃるので、もしそういうものが出てきたら、世の中は変わるのだから、そのときにはそれは問題ないですねと。単純なことを聞いているだけの話なのだから。そのときにさあと言うのだったら、とにかく独立行政法人でなければ嫌だと、理屈は何であっても嫌だと言っているだけの話だというふうにこっちは理解せざるを得ないけれども、その程度の話なのか。

原主査 どうぞ。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 民間に委ねられないのかということを知りましたので、民間に代替機関がないということをお返事いたしましたけれども、私どもとしては、こういう国宝文化財、国民の財産、公的資産は、やはり公の組織が担うべきだという大前提の下で話しております。

民間がないから国がやっているんだということではなくて、そもそも国が行う業務だと考えております。

福井専門委員 そういう主張をされるのは自由だけれども、根拠について説明していただきたいというのがこの場ですよ。あなたの思想をお伺いする場ではないのです。それはなぜ国民にとって合理的なのかということをお論証いただきたい。現時点で、政策判断として、してください。今、聞いているんですけれども、理由がない主張はあり得ません。大前提とまでおっしゃるんだったら、その根拠をちゃんと理路整然とデータに基づいておっしゃってください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 なぜ国がすべきかということについてですが……

福井専門委員 国がすべきじゃないですよ、独立行政法人という形態がなぜかということですよ。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 それは、先ほどから何度も申し上げているとおりです。

福井専門委員 だから、さっきから言ったこと以上には付け加えることは一切ないですね。あるのならこの場で言ってください。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 いえ、私の方からはありません。

福井専門委員 では、あの程度の論拠でそういう大層な主張をされておられるということがよくわかりました。

原主査 大橋さんから、どうぞ。

大橋専門委員 先ほどの話が途切れたので、ちょっと事実関係のところ、「市場化テスト」というのは、国立美術館なり国立博物館の業務を丸ごと全部やるという場合と、そうでないある部分的なものをやるという2つの形態があり得ると思うんです。

そういう状況の中で、現在、例えば国立美術館なり博物館の仕事を分類してみると、1つは展示事業ですね。それから、2つ目は研究事業、3つ目が教育、普及事業と、こういう3つの事業に整理されると思うんですが、その中でかなり先ほどおっしゃった国立博物館なり美術館の骨格的業務の一つである、展示事業について、企画段階から最後の展示が終わった後の片づけの業務まで含めて、包括的にどこか財団も含めて民間にやらせたというような実績はあるのかどうか。もし、ないとしたら、それは民間委託ができないということだろうと思うが、その理由は何なのかどうか、この点について、まず聞かせていただきたいと思います。

下坂文化庁美術学芸課長 1つは、作品の取扱いがあると思います。

大橋専門委員 あるんですか、ないんですか。

下坂文化庁美術学芸課長 そういう例はないと思います。

大橋専門委員 今まで1件もない。誰かに展示場を企画から任せただけは。

下坂文化庁美術学芸課長 はい。

大橋専門委員 なぜできないんですか。

下坂文化庁美術学芸課長 部分的に企画で参加してもらったようなことはあると思いますが、原則として、美術館、博物館の責任の下でやっております。

最終的には、今、申し上げましたように、例えば巻き物とか、掛け軸とか、ちゃんとした知識の下で取り扱わないと、それ自身大変貴重なものですので、なかなか誰でも行っていただけというものではないということがあると思います。それが一番大きいと思います。

大橋専門委員 お言葉ですけれども、そういう非常に貴重な財産を取り扱うので、その取扱いに習熟している人が必要だというような意味合いのことを言っているけれども、民間を見ますと、例えばいろいろな美術館があるじゃないですか、特定の名前を出していいのかわからないけれども、ポーラ美術館だとか、非常に水準が高いと言われている。ああいうところにも当然のことながら、かなり知識、能力の高い専門家、学芸員がいるはずなんです。

だからそういうところを全く無視して、この紙に書いてあるように、専門集団は全くないというのは、ちょっと言い過ぎで、これは私はあなた方の検証不足だと思います。

下坂文化庁美術学芸課長 集団としての量を申し上げているわけでごさいますけれども、これだけの人数のところはないという評価にしているんでございますけれども。

福井専門委員 それは当たり前じゃないですか。今まで独占してきたんだから。要するにコーディネートをして、民間のいろんな人材を活用し得るのかどうかという観点からよく考えてもらわないとまずいですね。

原主査 どうぞ。

赤羽専門委員 1点だけ保険について、もう一度教えていただきたいんですが、1つは国立博物館が寄託部分では、全部で2,000円相当ということなんですけれども、ちなみに国立美術館はどれくらいなんですか。それも全部付保されていないんでしょうかというのが、まず1つ。

あと、ここで書かれている公の責任で管理することが適切というのは、公的資産だからというのは、公的資産だから公の管理だということなんですけど、付保されていないということは、要は、もし事故が起きたら独立行政法人のリスク、最終的には財政的なリスクになると、国に予算要求するということですね。

全く付保できないものなんですか、少なくとも海外との貸出し等のときには、保険を付されて、もしくは保険料を払って、受け入れなり、貸出しをされているかと思われるんですけども、その点は全部に保険をかけないのは、そもそも理由として保険料が高額にわたるからなのか、それとも何らかほかの事情があるのか辺りを教えていただきたいんですけども。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 まず、国立美術館の保険の状況ですが、作品3万件ございますけれども、すべての価格というのは調査しておりませんでして、帳簿価格で435億円です。

しかしながら、例えば国立西洋美術館に所蔵している松方コレクションというフランスの政府から返還されたものは、帳簿上1円で計算して、その上で435億とっておりますので、実際に、今、幾らなのかというのを計算したならば、435億の数十倍になるのではないかと考えております。

また、勿論海外から物を借りるには、日本には国家補償制度というのはございませんので、多額の保険料を払ってやっております。大体総事業費の3分の1から4分の1程度が保険料になると言われております。

勿論、今、所蔵している作品すべてについて、保険をかけることが財政上可能であるならば、かけた方が安心という御意見もあろうかと思いますが、そもそも国有財産には保険はかけませんし、また独立行政法人制度の下で、公の法人が担うという制度の下では、収蔵品についてはかける必要がなく、もし事故があった場合には、国の責任でそれを補うなり何なりすることになると考えております。

八代主査 逆に言えば、それと同じ法律を仮に民営化した美術館なり博物館に適用すれば同じことになります。

つまり、今、国有財産には保険をかけないというポリシーがあるわけですね。それは単にリスクを負っているというだけの話。もし、民営化したら保険をかけなければいけないと言われましたが、それも政策論であって、まさに同じことを法律で担保したっていいわけですね。

一山美術館・歴史博物館室長補佐 それは、法律の立法論になるかと思えます。



福井専門委員 保険をかけるのか、かけないかというのは政策判断ですから、今度仮に民間委託が進んだときに、そのときに何に保険をかけて、どれぐらいの保険料負担を覚悟するのかというのも、これも国民の政策判断です。一律に何か動くわけではないです。

美原専門委員 基本的には、実際にマーケットで起こっているのは、マキシマム・リミットを設定して、かけるところはかけなさいと、でもそれ以上かけられるのは、美術品、収蔵品の価値がわからないからです。そんなのは国が持つ、これは当たり前の話であって、政策論でスプリットできるから、これは官か民か全然関係ないですね。全く関係ない。

福井専門委員 保険を付けるかどうかと独立行政法人がやらなければいけないかどうかは、要するに何の関係もないことですので、よく勉強しておいてください。

美原専門委員 それは、外国のケースも調べてください。必ずそうになっているはずですから。

福井専門委員 御参考までに言えば、国有財産だから、国の貯蔵品だから保険をかけなくていいというのも、これもちょっと耳を疑う、あっと驚く発言で、国が貯蔵していたって、例えばリスクの高い保管下に置くとかというときには、保険をかけるケースは現にありますから、それはまた誤った政策判断ではないかという疑いをぬぐえないですね。

美原専門委員 そう言えば、今、思い出したんですけれども、英国の王立武具博物館なんていうのは、PFIで民間が運営していますね。一旦つぶれて再生しましたけれども、基本的にはすべての行為を民間が管理運営している王立博物館が英国にもあるじゃないですか。是非とも調べてください。

原主査 そういたしましたら、2時半というお約束をしておりますので、またこちらから追加の資料のお願いもいたしましたので、またそれもそろえていただけたらと思います。

やはり、基本的なところで、もっともっとディスカッションをしないといけないというような感じがいたしましたので、その辺り、先ほどの文化財、それから博物館、美術館に共通しているようにも感じましたので、是非検討を継続していただきたいと思います。

どうも今日は、長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。